

暴力団員の社会復帰対策推進上の矯正施設との協力について

〔令4. 3. 23 警察庁丙組暴発第3号 警察庁刑事局組織犯罪対策部長から各地方機関の長、各都道府県警察の長、各方面本部長あて〕

(概要)

暴力団員の社会復帰対策推進上の矯正施設との協力の在り方について指示したもの。